

令和4年9月定例会

(2022年)

# 市議会議案参考資料

(予算常任委員会 財政総務分科会提出分)

吹 田 市



| 議案番号    | 部 名 | ペ ー ジ<br>番 号 | 資 料 名                         | 要求委員名 |     |  |
|---------|-----|--------------|-------------------------------|-------|-----|--|
| 議案第104号 | 総 務 | 5            | 本庁舎改修工事 概算費用内訳                | 松 尾   |     |  |
| 議案第104号 | 総 務 | 6            | 本庁舎改修工事概略工程表                  | 松 尾   | 池 淵 |  |
| 議案第104号 | 総 務 | 7            | 本庁舎における直近の計画通知添付の配置図          | 松 尾   |     |  |
| 議案第104号 | 総 務 | 8～26         | 本庁舎改修工事に関して意見を求めた会議体と内容について   | 池 淵   |     |  |
| 議案第104号 | 総 務 | 27           | 本庁舎改修工事において工期中使用不可となる箇所及び対処方針 | 池 淵   |     |  |
| 議案第104号 | 総 務 | 28           | 増築棟及び増築棟に接続する箇所周辺の平面図(イメージ)   | 池 淵   |     |  |
| 議案第104号 | 総 務 | 29           | 本庁舎改修工事において基本計画から変更となった項目     | 池 淵   |     |  |



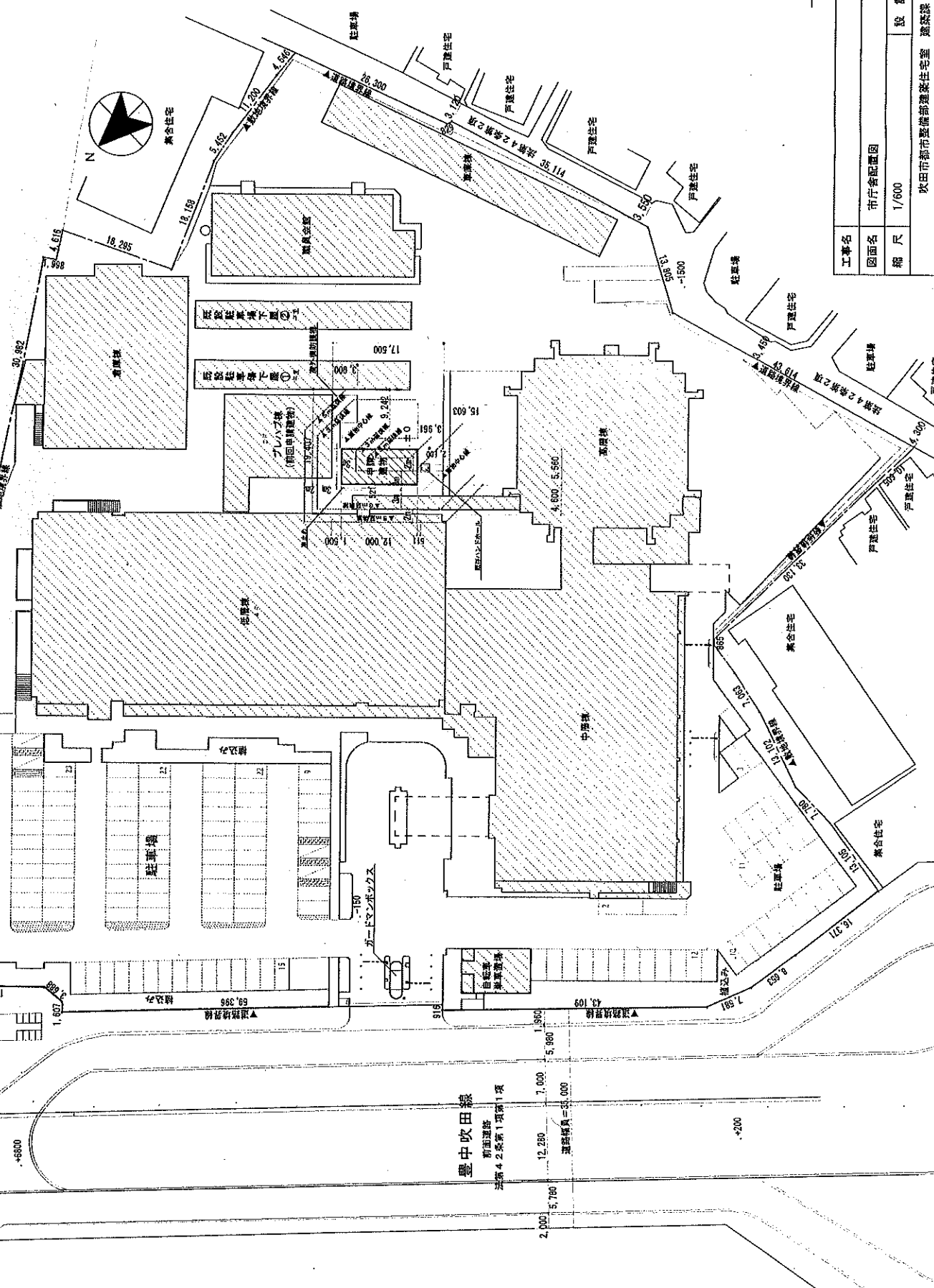
本庁舎改修工事 概算費用内訳

|                           | 項 目                                                       | 費用(円)         |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------|
| 増築工事                      | エントランス、エレベーター及びトイレを備えた棟の増築                                | 352,550,000   |
|                           | 歩道への雨よけ(阪急吹田駅～増築棟玄関及び時間外通用口)の設置 ※植栽・外構工事を含む               | 59,620,000    |
| 既設設備<br>等改修<br>及び<br>更新工事 | 外壁(低層棟及び仮設棟)の改修                                           | 33,550,000    |
|                           | 屋上防水(中層棟(議場特定天井部分、正面及び南玄関庇)及び高層棟)の改修                      | 97,130,000    |
|                           | 既設トイレ(低層棟は全て、中層棟及び高層棟は1、2階)の改修                            | 168,080,000   |
|                           | 空調関連設備 空調機等(低層棟及び高層棟)の更新                                  | 614,680,000   |
|                           | 換気関連設備(排気ファン(低層棟及び高層棟))の更新                                | 7,260,000     |
|                           | 高架水槽(中層棟及び高層棟)の更新                                         | 78,100,000    |
|                           | 電気関連設備(受変電設備及び自家発電設備(高層棟))の更新                             | 310,200,000   |
|                           | 車庫倉庫棟小荷物専用昇降機(1台)の更新                                      | 5,830,000     |
|                           | 既存エレベーター(高層棟3台、中層棟2台)の更新                                  | 445,720,000   |
|                           | 議場及びロビーの特定天井(中層棟)の改修                                      | 250,690,000   |
|                           | 防火シャッターの改修                                                | 152,350,000   |
|                           | 道路幅員確保(庁舎の東に面した道路)に伴う擁壁の撤去及び新設、車庫の撤去、カーポートの新設、ポンプ室の撤去及び新設 | 108,570,000   |
| 工事費計                      |                                                           | 2,684,330,000 |
| 工事監理委託業務                  |                                                           | 60,499,000    |
| 合計                        |                                                           | 2,744,829,000 |

※消費税及び地方消費税相当額を含む



本庁舎における直近の計画通知添付の配置図



一徳建築士 登録 第99211号  
相川 達也

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 工事名 | 市庁舎配置図            |
| 図面名 | 設計                |
| 縮尺  | 1/600             |
| 番号  | A-1               |
| 年月日 | 吹田市都市整備部建築住宅室 建築課 |

本庁舎改修工事に関して意見を求めた会議体と内容について

## **1 平成30年(2018年)11月22日**

### **吹田市公共施設最適化推進委員会**

#### **【議事概要】**

(総務部)

これまでの経過として、平成30年2月9日の公共施設最適化推進委員会、2月13日の企画会議において、本庁舎は建替えまでの間、中長期保全計画を基に計画的な維持保全を図る方向性について確認され、本庁舎の整備検討報告書を平成29年度末にとりまとめた。また、平成30年5月の政策調整会議では、既存不適格の改善や低層棟のバリアフリー化等の必要性について確認された経過の中で、方針が一定市の中でも確認されたため、当初予算として計上することとした。

(委員)

低層棟同床トイレについては、衛生面を考慮して非接触型の出入り口を採用することが好ましい。

(委員)

平成31年度当初予算として計上していくには、主たる目的を整理し、どのように説明できるかがポイントになる。阪急電車を利用する動線を考えると、障がい者や子連れの方が上階へ上がることやトイレに行くのにとっても不便である。その不便を解消することに併せて既存不適格も解消しなければならない。何を主たる目的として改修工事をするのかを十分説明していかななくてはならない。

## **2 令和2年(2020年)4月23日**

### **吹田市公共施設最適化推進委員会**

#### **【議事概要】**

(委員)

改修工事の設計委託料が5月の補正予算案件になった要因は何か。

(総務部)

基本計画の作成が昨年度末になり、令和2年度当初予算にあげることが難しかった。改修内容は安全性と市民の利便性の向上に繋がる内容であり、出来るだけ早く工事を開始したいため、5月補正予算として提案を考えている。

(委員)

概算工事費はいくらになるか。また、令和4年度に着手したとして工事はいつ終わるのか。

(総務部)

今後の実施設計で精査することになる。スケジュールについては、現段階での想定案となるが、低層棟のエレベーター棟の増築については、令和5年度の5月あたりに供用開始を見込んでおり、その他の改修工事については、詳細な調査なども踏まえ精査し、実施設計の委託業務の中で計画していく。現段階のスケジュール案は基本計画作成事業者が整理したもので、今後、実施設計を進める中で資産経営室と調整していくことになる。

(委員)

発電機回路などの更新については、今後も庁舎を使っていくとのことなので、改修項目に含んでおいた方が良く考える。

(委員)

仮設棟については、何らかの職場環境の改善を行うのか。

(総務部)

今回の改修で外壁に断熱性能のある塗装を施工する。

(委員)

改修の必要性は理解しているが、本案件について5月の補正予算提案を認める事について、新型コロナウイルスにより先行きが不透明な現状を考えると、先送りせざるを得ない。また、改修工事の時期がずれることで、改修の内容や長寿命化の期間への投資とその効果などに影響がないか、検討が必要と考える。

### **3 令和2年(2020年)10月23日**

#### **吹田市公共施設最適化推進委員会**

##### **【議事概要】**

(委員)

阪急吹田駅から西玄関までの雨よけを設置するとあるが、どういったものを予定しているのか。工事中は、通路は通行止めになるのか。

(総務部)

小学校の校舎から体育館に繋がる渡り廊下に設置されているような雨よけを予定しているが、仕様については、検討中である。工事中の動線については、まだ具体的な検討はしていないが、駐車場で別の経路を確保するか、通行止めにして道路沿いの歩道から正面玄関へ回ってもらうかなど、今後検討を進めていく。

(委員)

トイレやエレベーター等を増築することで駐車場は狭くなるのか。

(総務部)

生垣は一部潰すことになるが、駐車場には影響が出ないようにする。

(委員)

増築後の出入口は、阪急の線路側に配置して雨よけに繋がるようにするべき。

(委員)

中層棟・高層棟の1階及び2階のトイレも改修するべきではないか。

(総務部)

総務部としては、少しでも費用を抑えるために、今回は市民利用が圧倒的に多い低層棟のトイレのみを改修し、中層棟・高層棟の1階及び2階のトイレは見送る判断をしたが、経年劣化が進んでいるため、改修範囲に加えたい。

(委員)

中層棟・高層棟の1階及び2階のトイレについても今回の改修範囲に加えることとする。

(委員)

中層棟・高層棟の3階以上のトイレは以前予定していた改修範囲にも入っていないのか。

(総務部)

中層棟・高層棟の3階以上のトイレは以前から対象としていない。

(委員)

トイレの改修内容はこういったものか。

(総務部)

増築するトイレは、低層棟と同床のバリアフリーに対応したものとし、既存のトイレは、内装改修、衛生器具及び配管の改修を実施する予定である。

(委員)

高層棟のエレベーターは、既に1度改修を実施しているが、再度改修を行うのか。

(総務部)

トイレやエレベーター等の増築に伴い、既存不適格となっている部分を現行法に適合したものにする必要がある。高層棟のエレベーターについても全面改修を行う。

#### **4 令和4年(2022年)5月31日**

#### **バリアフリー吹田市民会議**

議事録は別紙のとおり

**5 令和4年(2022年)8月5日**

**吹田市公共施設最適化推進委員会**

**【議事概要】**

(総務部)

実施設計業務において、現況を詳細に調査した結果を踏まえ、建替え時期を見据えて、現在対応が必要なものを整理し、安全面及び管理面において支障がない範囲で内容を見直した。

(委員)

設備工事の消火関連設備を取りやめることとしているが、令和 2 年時や今回の設備点検での劣化に関する指摘の有無はどうであったか。

(総務部)

今回の定期点検では劣化に関する指摘はなかったが、当初の基本計画では予防保全的な観点から改修項目として見込んでいたものを安全性・管理面に支障がない範囲で事後保全的な対応に方向性を変更した経過がある。今回、設計業務における現況調査を進める中で、設備機器等の状態を個別に詳細に確認したうえで、財政面も考慮し、さらに内容を精査した。

(委員)

費用について、増額の一番大きな要因は何か。また、これから更に増額となる要素はあるのか。

(総務部)

エレベーター・トイレ棟の床面積の増床や空調の追加、使用しながらの改修となる既設トイレの工程修正や空調機器の分解・組立て費用も見込んでいる。加えて、特定天井についても、施設を使用しながらの改修となるため、クイックデッキを採用したことによる増額がある。

(委員)

材料費の更なる高騰や電子部品の調達が困難となる等、様々な増額要素やそのことによる工期延長についてはどのような想定をしているか。

(総務部)

余裕を持ったスケジュールは組んでいるが、材料費の高騰については、設計部門と調整しながら影響を受けることが無いよう考えていきたい。

(委員)

工事費については、1 年前と比較し約 1 割から 2 割増えている事実はある。今後どのように続くかというのは、見通しが立たないところはあるが、ある程度は頭打ちとなっているように感じる。また、半導体の影響については、今回の工事は増築工事が先行し、改修工事は並行しながら行う長期間の工程としているので、その間に調達は可能と考えている。したがって、基本的には工期変更はないと考えているが、工事費については今後、インフレスライド等含めて対応が必要だと考えている。

(委員)

平成30年に出された本庁舎整備検討報告書のなかで、新庁舎の完成を想定した約20年後までの間に、低層棟・高層棟・中層棟それぞれ設備の更新等、修繕が予定されていたと思うが、今回の改修後もまた費用が必要となるということか。

(総務部)

今回、取止めた改修項目については、あくまで現地調査を行った結果、良好な状況を確認できたものをピックアップしており、今後、部分的な修繕等は必要と考えるが、大規模な改修は必要ないと考える。

## 令和４年度第１回バリアフリー吹田市民会議 議事録

開催日時：令和４年５月３１日（火）午後１時００分～午後２時３０分

開催場所：対面及びオンライン会議にて開催

出席者：バリアフリー吹田市民会議委員

栗田智代委員、西岡弘子委員、宇都雪人委員、岸下富盛委員、波那本豊委員、  
福西義信委員、細田捷代委員、石本健二委員、渡部恵介委員

（欠席：）柴田昌彦委員、長井敬二委員

市出席者

総務部 総務室 新栢参事、同 小林主査

事務局

福祉部障がい福祉室 西村室長、同 松尾参事、同 長尾主幹、三浦主査

傍聴者なし

会議次第：１ 開会

（１）委員紹介

（２）市職員紹介

２ 案件説明・討論

市役所本庁舎改修工事について

## 【担当室課説明】

会 長：ただいま、市役所本庁舎改修工事について御説明がありましたが、何か意見や質問があれば、お願いをしたいと思います。どなたからでも結構です。ございますでしょうか。ではお願いいたします。

A委員：すみません、Aです。この度はバリアフリー推進に御尽力をいただきありがとうございます。ちょっと、私、長いことこの市民会議に当事者委員として関わらせてもらってるんですが、今まで１回たりともね、最初の段階から、市民会議に諮ったことはないですね。あらかじめ図面ができ上がって、これでいきます、意見をくださいっていう。そういう形でしか、この市民会議で諮られていないと思うんです。当事者参画ってこれと言えるのかなあとと思っているんです。ちなみにですね、つい先日、阪急淡路駅に、バリアフリーの多機能トイレが完成しました。20日から利用されています。なぜ完成したかっていうと、今まではホームの階段を上がって2階のところがありました。車椅子の人や障がいのある人は全然利用できなかったんです。それを私たち当事者が声を上げてですね、最初の図面ができる最初の段階から、どういうトイレを作るか、便座はどこに置いて、手洗い所はどこに置いて、

オストメイトはどこに置いたらいいかって、最初の段階から議論を重ねてですね、やっとできたんです。だから、図面ができてから、こういう意見をくださいって、ある程度私らの意見は反映されてないと思うんです。前のメイシアターが多分良い例だと思うんです。メイシアターはいまだに点字ブロック設置問題。それと大ホールのサイトラインですね。それと3階に新しくできた車イス席。全然私たちが、安心して利用しやすいかと言ったら、全然利用しにくいんです。だからいつも予算の関係上とか図面ができてるとかってね、そういう多分言いわけじゃないんですけど、いつもそういう形で、私らの声、当事者の声があんまり反映されてないと思うんです。まず最初の段階から、どういうエレベーターを設置します、多機能トイレを作ります、どういうトイレがいいですかって、ある程度、大まかでも結構ですから当事者の意見を反映して、それに沿って図面を作るべきと思うんですけど。以上です。

会 長：ありがとうございます。何か、吹田市さんの方から御発言ございますでしょうか。お願いします。

担当室課：総務室です。ある程度固まった図面で、バリアフリー推進会議をお諮りしているということについてですが、今回いちから御参画いただける訳ではございませんが、増築棟の設置、建築可能面積等も踏まえまして、一旦たたき台としてこういった平面図を作らせていただいています。今先ほどもちょっと御説明させていただいたとおり、実施設計業務を進めているところですので、こちらをもって、これでいきますよという判断ではございません。いただいた御意見について、可能な部分については反映できるような、余力を残しながら、諮らせていただいているというイメージでございます。

A委員：手直しはできると。

担当室課：ある程度はそうですね。

会 長：他、どなたか御意見ございませんでしょうか。お願いします。

B委員：Bです。低層棟になるんですかね。低層棟は本当に今まで、2階、3階に行こうとしたときに、3階の渡り廊下を渡って、本当にぐるっと。階段があったらね、そのままに上がれるんですけど、私たちのように、エレベーターに乗らなければならない者にとっては本当にぐるっと。京橋駅でも以前ありましたよね。真下の片町線にすぐに下りられるのに、エレベーターをぐるっと回って降りなければならないということで、既にエレベーターがついたということがあったんですけど。今回市役所の中で、このエレベーターがなかなかつかなかった。そして、トイレに関しても、本当に使いにくいバリアフリースイレであったということは、本当に御承知されてると思います。なので、こういった改修工事ができるということで、本当にいい方向に進んでいると思います。先ほどA委員が言われたように、当事者を入れて、いろいろ、そういうことに関して、議論をしていくというのは本当に大事なことであって、今回エキスポの2025年万博のガイドラインに関しても、当事者抜きで作ったってということが、本当に取り沙汰されて、早急に当事者を入れて、もう一回検

討会が、作られたということで、当事者の意見っていうのは、本当に大事なことであって、それはもうバリアフリー法にも書かれているとおりに思います。今回、エレベーターと多機能トイレっていうのが、メインになってくるかと思うんですけど、エレベーターに関しては大きさだけは書かれているんですけど、その他、障がい者にとってのバリアフリーの設備、視覚障がいの方であったりとか、案内がどういうふうになっているのか。エレベーターのここに書かれている写真通りの袖ですけど、これは片袖なのか、その辺りの構造的なものをちょっと教えていただきたいと思います。

会 長：御説明、追加でお願いします。

担当室課：はい。今、御説明させていただいたものは設計業務を進めているところであります。こちらの方は、既存というか既製品のエレベーターをお示ししておりまして、その辺についても御意見をいただいた上で、反映させられる余地を今残している段階です。ですから、御意見いただいた内容であるとか、必要な設備がございましたら、御意見として取り上げられる余地を残している段階であります。ちなみに今考えている内容ですとこちらのイメージ図にある通り片袖の両開きという形になっております。

会 長：私からも少し聞かしていただいてよろしいでしょうか。エレベーターについて今御説明いただいたんですけども、特に当事者の方に配慮したというか、使いやすい仕様とかそういったのはエレベーターについては何か、特筆すべきものがございますか。

担当室課：特筆すべき点としましては、やはり大きくなるかなと思います。奥行きを大きなものにすることで、若干24名乗りのエレベーターをここに付けることは、オーバースペックという意見もあったのですが、やはりストレッチャータイプの車椅子の方も、御利用いただけるような形が好ましいであろうということで機器の選定を行っております。また、2階の子育て世代が、活用する窓口もありますので、ベビーカーなどを押した市民の方が複数名乗っても、可能なような形で考えております。

会 長：ありがとうございます。

(中断)

会 長：申し訳ない、ちょっと中断してしまったみたいなので、吹田市さんの方からのエレベーターの説明を先ほどいただいていたので、もう一度そこから説明いただいてもいいでしょうか。

担当室課：まずエレベーターの今検討している大きさにつきましては、定員が24名、籠内の寸法が1500ミリ×2300ミリ。出入口幅が1000ミリ、積載質量が1750kgのものを想定しております。先ほど御質問いただいた中で、既製品のエレベーターの画像を載せさせていただいてますので、バリアフリー対応に当然必要な装備について

は、設置する予定にしております。以上です。

会 長：ありがとうございます。バリアフリー対応として当然必要なものというのは、例えば音声ガイドとか、点字表示そういったものをお示しでしょうか。

担当室課：はい。あとは鏡であるとか、手摺ですね。その辺りについては御意見をいただきたいと思ってるんですけども、検討する余地があると思っております。

会 長：ありがとうございます。エレベーターについて、大きさについて御説明をいただいたんですけども他のことでも結構です。皆様の方から何か御意見、御質問ございますでしょうか。

A委員：すいません。エレベーターとか、トイレとか、ちょっと聞いていきたいんですけど。まずエレベーターからちょっとお聞きしたいんですけど、この出入口の幅が１メートルこれは完全にバリアフリー法でも大阪まちづくり条例はクリアしてるんですけど、それは多分広いはずだと思うんですけど、これでストレッチャー型の車椅子が入ることは入ると思うんですけど、B委員みたいに、横に大きな車イスの形であつたら、１メートルはカツカツなんです。だから阪急のトイレが110。110だったら辛うじてB委員のような車椅子でも余裕を持って入れるんです。１メートルやったらカツカツじゃないかなと。

担当室課：今御意見いただいた通りなんですけども、こちらのエレベーターの仕様、出入口幅については若干安全見てますので、１メートル10です。対応も可能かと思いたすので、物の選定について担当部局と調整させていただきます。

A委員：あとは、押しボタンとかはどこについているのか。これはあくまでも既成のものですよね。

担当室課：そうですね。写真は一応のイメージなので、今のところは、どこのメーカーというのは決まってないです。まだ設計の段階ですので、これから工事の入札をかけています。その中で事業者が、どこのメーカーを入れるかということになってくると思います。

B委員：よろしいですか。エレベーターの出入口の部分のことなんですけど。これは片袖タイプで決定でしょうか。

担当室課：今のところは、そういった形で検討を進めております。

B委員：袖部なんですけど、今までエレベーターで使われているものでは、それぞれ直角のものが多かったと思うんですけど、車椅子の出やすさからいうと、直角になると、後ろ向きで降りるときに、鏡はあっても、エレベーターの中がちょっと混雑してたりすると、袖部に当たってしまうということがあるので、今のこの袖部のところが斜めになっている仕様のもが出てきているんですよ。そういうふうに、斜めになっているものを使っていただくと、エレベーター庫内も広々と感じますし、出入りもしやすくなるということで、できればそのようにしてほしいなと思います。

会 長：他に何か御意見ございませんでしょうか。今特にエレベーターのことで、何点か御意見いただきましたけれども、他の部分でも結構です。

A委員：Aです。度々申し訳ございません。私たち車椅子利用者とかには、多分、籠の幅も

奥行も多分いいと思うんですけど、先ほど会長から言われたように、視覚障がい、そういう情報保障や、情報バリアフリーの必要な人に対しての、点字版、音声案内、それはどのように考えていますか

担当室課：音声案内をつけるようなエレベーターの検討を進めております。

会 長：他にございませんでしょうか。はい、どうぞお願いします。

B委員：あとは聴覚障がいの方ですね。音が聞こえない方に対しては、表示案内とかになるんですけど、その辺で、次は何階です、というような、表示に関してのバリアフリーですよ。これに関しては、先ほど資料ではどのあたりまでの仕様になっていくのかっていうことと、あともう1点はこれはガラス張りではないですよ。閉鎖的な。

担当室課：ガラス張りというのは外面がということですか。

B委員：外が見えるようになっているのか。

担当室課：外は見えないですね。密閉空間になります。

B委員：それはドアに関してもですか。

担当室課：そうですね。そこは確認させてもらいますけれども、今のところはそうになっていきますね。

B委員：ガラスの方が解放感もあって、広く感じますし、明るさもあると思うので、ガラス張りのエレベーターを希望します。あとは聴覚障がいの方に関しての配慮ですね。

会 長：他にございませんでしょうか。すみません、私からもちょっと1点だけ。エレベーターのお話が出たんですけども、平常時の使用については、今、いろんな方から御意見がございましたけれども、例えば緊急時、エレベーターが停車した時の御案内ですね。そういったのも、すみません、緊急時にあまり遭遇するわけじゃないので、今の仕様がどうなっているのか私もはっきり知らないところはあるんですが。例えば緊急時の閉じ込めがあった時に、やはり表示されているものだけでは、情報を得られない方もいるので、音声による案内ができるだとか、そういったものがあれば、いいのかなというふうに思います。それと、先ほど扉面のガラスのことも、御発言でありましたけどもやっぱり安全面からも、庫内が見えるほうが、庫内の情報が外の方にわかることになるので、できるだけそういった対応の方が、安全面でも安心できるのかなというふうに感じました。私からは以上です。他、エレベーターについて幾つか御意見ございましたけど、他の委員の方からございませんか。リモートの方からもしあれば、遠慮なく、はい、おっしゃっていただきたいと思うんですけども、リモートで御参加の方いかがでしょうか。また、間の時でも結構です。リモートで御参加の方からも御意見ありましたらぜひお聞かせください。では、他の方からの御発言もまた改めてお受けしたいと思います。本日の案件について何か他に御意見や御感想ございませんでしょうか。一通りエレベーターについて御意見は言っていたということによろしいですかね。次、トイレやそれ以外のことでも御意見ございましたらお願いします。

A委員：はい、Aです。このトイレの図面があるんですけど、ちょっと小さいですよ。こ

のトイレの出入口は、自動ドアですか。

担当室課：トイレについてですね。多機能トイレは今、自動ドアではないです。引き戸ですね。

A委員：引き戸。これを利用する障がいがある人もいると思うんですけど、なかなか私もここにおる3人は引き戸は絶対に使えません。手に力がないですから。介助者がいなかったら絶対に利用できないです。できたら押しボタン。開閉のできるもの。

会 長：ありがとうございます。他、何か御意見ございませんか。お願いいたします。

B委員：Bです。これ、増築棟ということで建てられるんですけど、何年かをめどに建てられるのですか。10年だとか、15年だとか。

担当室課：そこまで長くかかる工事ではありません。

B委員：いえ、完成後、何年かを目途に使用するものですか。

会 長：設備の更新とかそういうイメージですか。このあたりどうでしょうか。

担当室課：何年間使っていくという計画は今のところないんですけども、工事につきましては令和5年度着手、5年度中に完成を目指しまして、それ以降は建て替える話になるかもしれないですけど。そのおしりについて今明確な答えを持ち合わせているわけではございません。

B委員：ということになると、これから、しっかりとしたバリアフリー対応での、増築棟ということになると思うんで、いい加減なバリアフリーではなくて、しっかりと、先を見据えたバリアフリーにしてもらいたいという事があります。ということで、多機能トイレ、バリアフリースイートイレと言われますが、このバリアフリースイートイレの中で、我々の中で、使うときに、いわゆる回転幅ですよ。回転幅が、1.8メートル以上あるか。多機能トイレの幅自体は、2.2メートル以上あるか、やはり書かれているように、つまりガイドラインですよ。大阪府のまち条例であったりとか、今回のオリパラのガイドラインであったりとか、今回、もう一つ、2025年の万博のバリアフリーガイドラインとか出てると思うんですけど、このガイドラインの中からどのガイドラインに寄せて、改修を考えておられるのかとか、そういうふうなものがあったりするんでしょうか。

担当室課：基本的には、福祉のまちづくり条例の形に沿ったものになるので、多機能トイレにつきましては、今おっしゃっていただいたような回転径が1.8メートルを確保しているような形は守ることになります。1階の一番入ったところの多機能トイレですけど、こちらについてはそれをフルスペック満たしたようなトイレを予定しております。

会 長：どうぞ、お願いします。

B委員：今、大阪府福祉のまちづくり条例を、まず基本に考えているということでの、御意見だったんですけど、正直言って、条例自体が古い条例であって、今回の万博のガイドラインができたことによって、この条例を見直すというぐらい、バリアフリーの基準っていうのがすごく上がってきてるんです。そのあたりをもうちょっと考えていただいて、いわゆる最低ラインですよ。最低ラインを守るのではなくて、できるだけこれからの、先ほどもちょっと一番最初に説明というか、意見を言わせ

ていただいたように、何年間使うっていうことでやってるかっていうことであって、それはそういうことを考えてない、これから長く使いたいんだということであれば、余計にしっかりとしたバリアフリーということで、我々のこの大型の車椅子の回転径をしっかりととってもらったり、あとは、コロナ禍ですので、できるだけ非接触型のボタンをしっかりと使ってもらうとかをしていただきたいので、トイレの戸に関しても、引き戸っていうことでおっしゃってたんですけど、このあたりは、電動ボタンであったりとか、音声での対応をしてもらうような設備をつけていただく、というようなものを考えていただければと思います。あとは、親子トイレとか色々あったりとかするんですけども、いわゆるジェンダーですよ。オールジェンダー対応。我々で言ったら異性介護者があったりするので、そういう入りやすいトイレであったりとか、そういうオールジェンダー対応のトイレということであると、どこにあたりするんでしょうか。

担当室課：今おっしゃっていただいたような、オールジェンダーに対応したトイレになりますけども、こちらにつきましては、1階に多機能トイレ、2階に親子トイレ、3階にオストメイト対応トイレという形で機能分散をさせまして、2階3階に各一室、男女共用のトイレを設置しております。オールジェンダーの方の取扱いについては非常にシビアな問題でもありますので、結果、オールジェンダーの方も使えるような、どなたでも使っていただけるようなトイレを、あえて障がい者用のトイレとは別に、設定しているところでございます。以上です。

会 長：他ございませんでしょうか。

A委員：はい。Aです。この図面は何を基にして作ったんですかね。大阪府のまちづくり条例ですか。

担当室課：多機能トイレについてはそうです。

A委員：わかりました。それとですねこれはハード的に見たら、確かにバリアフリーになると思うんです。ただね、今月の19日に、議員立法で、障がい者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が成立したんですよ。その法律では、情報の保証は責務になっているんです。だからやはり、音声案内とか文字版とかは、必ずちゃんとハードと同じように、保障するというか、ちゃんと作るように、それはもう責務です。

担当室課：はい。今ありました情報の件に関しましては、おっしゃったとおり、音声案内等も含めて、検討しているところなんですけども、まず入口に、ドアの開閉の音案内と、エレベーターにつきましては音声案内、トイレにつきましてはこういった機能トイレがあるかというのを入口付近に、ピクトグラムなり、点字なりで、きっちり表示板を作って、どこがこういった機能が必要な方に使っていただけるか、ということはもちろん情報発信していこうと考えております。

会 長：他ございますでしょうか。すいません、先ほど御説明いただいた図面を拝見した時にも、この男女共用トイレってのが2ヶ所あったので、吹田市さんはそういうLGBT向けに、そういった対応で作られたのかなというふうに拝見したのです

が、名称としてはやはりなかなか硬いですし、理解していただきにくい、かえって使いにくい名称だと思うので、実際運用されるときには、ぜひ何かいい名称、他の自治体さん、他の公共施設、他の成功した事例とかも参考に、考えていただけたらいいのかなというふうに、感想として持ちました。今、何かプラン等はあるのでしょうか。

担当室課：今ですね、わかりやすいように男女共用トイレっていう形で作らしてもらっています。ただ、LGBTに配慮しています、といったピクトグラム、普通に色分けせずに男女というピクトグラムをつけるとか、便器のピクトグラムをつけるとか、そういった手法が他の自治体等でもとられています。ただ、一般的には、男女のピクトグラムで、どなたでも使っていただけますというのがわかりやすいのかなと。あと、あまり特化してLGBTの方に配慮していますよというピクトグラムも、某トイレの会社が、LGBTの方などを対象にしたアンケートを見てみますと、やはりLGBTの方からは、抵抗を持たれる方もいらっしゃるというふうに考えております。ただ、設置時の状況また見据えまして、御意見いただきながら、ピクトグラムやサインについては考えて参りたいと思っております。

会 長：他、何か御意見や御感想ございませんでしょうか。お願いします。

C委員：親子トイレというのは小さい車椅子でも入れますか。

担当室課：今の御質問は小さな子ども以外でも使えるかということですか。

C委員：そうです。車椅子で、多目的が1つしかないから、いっぱいだったらどこも行けなくて困るときがあるんです。せっかく作るのだから車椅子も入れるようにしておいたらいかなと思いますか。

担当室課：先ほど説明させてもらった1階の多機能トイレの他にも、車椅子で御利用いただけるトイレがあります。回転系1800ミリを満たしていないといいますが、今でも男女共用のトイレについても、一応車椅子の方も入っていただける大きさにはなっております。あと3階のオストメイト対応トイレ、親子トイレについてもです。オストメイト対応トイレはオストメイトがついている広いトイレになるのですが、親子トイレにつきましても、子供用の便座が備えられているというだけであって、満室時には他の方が使っていただいても問題ないのかなと思います。ただお子様連れの方が優先して使えるようなトイレ、他のトイレにつきましても一応車椅子の方も御利用いただけるという形では検討を進めています。

会 長：他、何か御意見、御発言ございませんか。お願いします。

A委員：男子トイレなんですけど。図面の点線は手すりってことですよ。一番左の方は。

担当室課：そうですね。手洗いの手摺ですね。それと奥の小便器の手摺ですね。

A委員：この手洗いの下はオープンスペースになっているんですか。車椅子がちょっと入るように。

担当室課：要は今のトイレのような配管が出てないかということですか。

A委員：いや、メイシアターを見てもらったらわかるように、壁みたいになっているんです

よ。だから全然、手すりがついているのに手を洗うことできないんですよ。車椅子が入らないから。

担当室課：そこまで細かい内容は法の設計に落とし込まれてないです。内容を教えていただければ、ちょっと調整させてもらいたいです。

会 長：リモートで御参加の方はもう何か御意見や御感想ございませんか。よろしいですか。会場の方も含めて他、何か御意見や御感想ございましたら御発言お願いします。はい。お願いします。

B委員：1階の多機能トイレ、バリアフリートイレのことでお伺いします。これは回転径が1.8メートルということで書かれているのですが、これはいわゆる最低ラインですよね。最低ラインを守っている基準です。今回の最高基準ではないです。しかもいつもこういうトイレのバリアフリーのことで、議論されると、ここに大型ベッドを設置されるかと思うのです。大型ベッドが降ろされているとき、我々が入ると、回転幅がなくなってしまう。それでこのベッドを上げようとしても、なかなか上げられないということが問題になっております。このベッドが降ろされているときの対策というのはどう考えておられますでしょうか。

C委員：勝手に使用しなくなったら上がるなどの装置がついていたら忘れないので大丈夫かと思いますが、そういったものはありますか。

担当室課：今おっしゃっていた、ベッドが降りていたときの対策については、今のところ検討してなくてですね、逆に御意見いただいたので、何らかの手法があるか、確認させていただきます。

会 長：他、御意見、御感想ございますか。

A委員：すいません、Aです。肝心なことを聞くのを忘れていました。トイレの出入口の幅は何センチですか。

担当室課：この図面にはちょっと落としきれてないのですが、通路については1100を確保しているところですので、それに準じた形で、検討することになると思います。

A委員：1100ぐらいですね。わかりました。

会 長：他、御意見ございませんでしょうか。先ほど子育て支援のことを、少しエレベーターの御説明の中でも、お伺いしたんですけども、吹田市さんの他の公共施設でも見受けられるのですけれども、男性用トイレの中にも、個室の方にチャイルドシートを設置しているトイレが何ヶ所か、新しいところはほとんどあると思うのですけれども、こちらもそういった仕様を考えてらっしゃいますか。

担当室課：こちらについて新設の男子トイレについては全てベビーシートが付いているような形になります。

会 長：はい。わかりました。ありがとうございます。何か御意見や、感想でも結構です。ございませんでしょうか。

A委員：最後に、今日は視覚障がい委員はちょっと欠席されてるんですけど。私たち車椅子の利用者から見たら、確かにバリアフリーになっていると思います。ただ本当に視覚障がいの立場、聴覚障がいの立場の人から、バリアフリーかって言われたら、そ

うでもないと思うんです。だからもうちょっと、そういう当事者の方の声を聞くべきやと思うんです。今後どのような形で進めていくんですか。

担当室課：今のところこちらのバリアフリーについては市民会議にかけさせていただいてるので、ここでいただいた意見を、今、設計進めている段階ですので、反映させながらやっていくような形になるかと思います。

A委員：メシアターの二の舞になりますよ。点字ブロックだけじゃないんです。中の大ホールもそうです。何回も文化スポーツ推進室と話し合ったにも関わらず、出来上がったのはバリアだらけ。特にサイトラインなんか。運営上で対応していきますって言われました。だから、車椅子の人を入れるか。車いすの人を入れないで、その後ろの席を下がらせるかどっちかなんです。

担当室課：車椅子の方に対応するにあたっては、トイレの個室の広さであるとか、エレベーターの広さを決めていかないといけないので、この段階で御意見いただくとしまして。視覚障がい者の方についてソフト面での対応、備品等での後々の対応は可能かと思しますので、そちらの方はこういった形で御意見いただくか、ちょっと障がい福祉室とも相談させていただきたいんですけども、のちに、備品対応で可能なものについては、順次対応させていただけるかと思います。

A委員：点字版なんかは備品対応できないんです。

担当室課：点字版はアプローチの方についていて、今ここには書かれていないんですけど、もちろん必要な施設になるので、そちらの方については工事の時は、考えるような形です。

会 長：ありがとうございます。おっしゃるように、今日来てくださってる方からは様々な御意見いただいたんですけども。やっぱり障がい特性によって、それぞれ障がいとを感じる社会的資源はそれぞれに異なると思います。そういった方の御意見もできるだけ何らかの形で反映されるのが、一番良いのかなというふうには思っております。今日の図面の御説明ではなかったんですけども、最初の改修について文書で御紹介いただいた中にも、適切な点字ブロックの、施設についてもあわせて検討していますということで、視覚障がいの方への対応として点字ブロックもお示しをいただいているんですけども、点字ブロックも一定、車椅子ユーザーの方だとか、頸椎障害のある方にとってはブロックの上を通過するときの、衝撃がちょっと辛いというお声もいただきますし、今どんどん新しい設備ができてきてますのでね、こういった材質の検討だとかそういった、設置場所の位置決めについても、やはり、障がい当事者の方の視点に立った設置を行っていただければなというふうに思います。こういったためにも、今後ちょっとご配慮、また、当事者の方からね、意見をいただくことを考えていただけたらなというふうに私としては思っております。他、いかがでしょうか。

B委員：視覚障がい者のことになるんですが、説明資料の中で、来庁者の方を新たなエントランスに円滑に誘導できるよう適切な点字ブロックの敷設を合わせて検討すると記載されています。西口玄関にエレベーターができることによって阪急吹田の方

から、正面玄関と二方向に、案内するっていうことになると思うんですが、降りたときにこちらが西口玄関ですよという音声案内がつくのか。あと音声の仕方です。こちらがトイレですよと言われても中のことがわからないとかよくある。入り口まで案内されてもどこに何があるのかわからないことがわからない。どのあたりまでの音声案内を設置されるのか。あと、これ大改修になると思うんですけど、これに伴って、これまでの現在あるトイレのバリアフリー化は考えておられますか。

担当室課：阪急を降りた時の、西玄関、正面玄関の案内については今回の計画には入っていません。増築棟に入った際のトイレの音声案内については、入口の音案内と、エレベーターの音声案内もあります。そこであまり混乱させないように、できたら案内版の点字での案内が今のところ好ましいかなというふうな形で検討しております。

B委員：その点字がどこにあるかわからないと、よく言われるんですけど、それに対しての対応はできる。ということですよ。

担当室課：検討させていただきます。あまりいろいろな音声案内が重なっても、混乱されるかなと思いますので、その辺はちょっとバランスを見ながら、検討させていただきたいと思います。また、今回につきましては、設備の改修と、今ある多機能トイレなどが不十分であることも重々承知していますので、そちらを補完するために、増築棟に機能を満たしたトイレを新設するという形になりますので、既存の多目的トイレについては、手を入れる予定はございません。個別で、内装の改修とかに手を入れていく可能性はあるのですが、やはり部屋の広さがもう決まっていますので、なかなかそこを改修して、広げていくというのが、今回難しいということで、増築棟で対応させていただこうという考えです。

会 長：他何か御意見や、他御質問でも結構です。ございませんでしょうか。

A委員：せっかくこれだけバリアフリー設備のエレベーターやトイレを作っていたから、バリアフリーじゃなくて、ユニバーサルデザイン。誰もが利用しやすい高齢者から子供まで、また妊婦さんとか利用しやすい設備を作っていただきたいと思う。それは、動線から。動線は完全にバリアフリーだと思うんですけどね。

担当室課：先ほども御説明させていただきました通り、親子トイレや男女共用トイレなど、LGBTも含めてですね、いろんな方が活用していただけるように。結果、いろんな方が便利に使っていただけるような形を目指しておりますので、おっしゃる通り内容的にはユニバーサルな考え方のもとに、検討を進めていいのかなと思っております。

会 長：すいません、前向きな御発言と御返答の後で非常に何かちょっと聞きにくいんですけども。そもそも、公共施設のこういったトイレのあり方について、家庭用のトイレに男性の小便器を設置されている家庭ってほとんどないですよ。今この会場におられる方、ズームで入ってる方でも、家庭に男性用の小便器を設置される方はすごく限られた方だと思うんです。よっぽど広いトイレであるとか。公共施設はやっぱりこれ要るんですかね。

担当室課：個人的にはなんですけど。なくても可能なのところはあるかと思うんですけども、や

はり小便だけでよければ、小便器のスペースしか必要ないということで、やはりスペース的には小スペースなのかなとは思っております。

会 長：今日せっかく高齢クラブの委員がおいでなので。高齢の方でも家庭のトイレってもうほとんど洋式トイレですよ。何でお聞きしたかっていうと、やっぱり小便器、確かに小スペースで多くの方が来場される施設なんかでは、スペースを確保する面ではすごく有効なのかなと思うんですけども。これ見てもわかりますけど小便器にやっぱり手すりをつける必要があったりとか、御高齢の方で小便器の利用が難しくなる方も多いので、一定数、0は難しいかもしれませんが、女子トイレにだんだん和式トイレがなくなってきたスピードと同じくらい男子トイレの小便器は減らしてもいいんじゃないかなと。全く個人的な意見で申し訳ないんですけどちょっと思っています。また今後何かの機会にご検討いただけたら結構だと思います。何か御意見や、御感想ございませんでしょうか。

D委員：色々御意見出てますので最大限ね、御意見は反映させていただきたいんですけど、予算というのがありますよね。予算がこれだけしかないから、せっかくおっしゃっていただいた意見、ここまでしかできない、というふうなことはないんですか。予算はある程度確保できるんですか。

担当室課：他の空調機であるとか、経年劣化によって更新しなければいけない機械がたくさんありまして、そちらも含めての予算になりますので、全て対応できます、予算確保できますっていうことは、お約束できないんですけども、極力、今いただいた御意見は、物理的に不可能なものを除いては、実現可能なように取り組んでいきたいと思っています。

会 長：会場の方、ズームの方、それぞれ御意見、御発言はございませんでしょうか。

A委員：ちょっと別の意見になるんですけど、今現状に対しての意見を言わせてもらっているんですか。1階にある障がい福祉室の多機能トイレと、地下にある多機能トイレありますよね。あそこ昔から入口が固くて、なかなか開けにくいんです。全然改善されてないんです。それともう1点は、車椅子の人について体温測るやつありますが、全然私ら測れないんです。あれも誰でも測れるようにちゃんとやってくれて言ってるのに改善されない。

担当室課：自動検温器につきましては、例えばなんですけども、機械が結構高額で、予備機が限られているんですが、西玄関に1台設置するとか、そういったことの対応でも、大丈夫ですか。

A委員：そこまで行って測ります。

B委員：消毒液が全部ポンプ式で使えないんです。

担当室課：一部自動のセンサー付きを、エレベーター乗り口とかに設置している分がありまして、その予備機など活用させてもらって、玄関にも配置できるか検討します。これは改修とは別で、庁舎管理の業務としまして、検討させていただきます。先ほどおっしゃっていただいた障がい者用トイレ扉についても、これらの開閉についても、庁舎管理の業務として対応して参ります。

A委員：もう大分前苦情言ってる。声が届いてるのかなあと思う。

会 長：他の案件でも結構です。トイレに限らずでも結構ですが今日の会議の中で、御意見御質問はございませんでしょうか。

B委員：ここの増築棟の色、エレベーターの色だったりトイレの中の色使いだったりほどのあたりまで決まっていますか。

担当室課：一応デザインの的には進めているとは思いますが、例えば、どのようなことですか。

B委員：明るい色と暗い色を使ってトイレが空いていることをわかりやすくするとか、多機能トイレであれば車椅子のマークを付けたりだとか。

担当室課：建物の色につきましては、デザインの的なものもありますので、外観のバランスを見ながらちょっと色合いとかは考えていくことになると思うんですが。基本は木調を基調とした形になると思います。トイレの中につきましては、サイン対応させていただくような形になるので、後々の対応になりますので、今いただいた御意見をしっかり反映させながら、わかりやすい表示になるよう工夫して参ります。

B委員：その辺りにとって、これから一緒に当事者と話し合いをしたりとか、計画をされていないのですか。

担当室課：そういうところについて、今日事前に案件をお伝えして、御意見をお聞かせいただいて、できるだけ改修工事に反映していきたいというところで出席させていただいております。また何かお気づきの点あれば、事務局の方を通して、私どもの方に伝えていただけたら、できる限りの範囲で反映させていただきたいなと思ってますのでよろしくお願いします。

A委員：大事なこと聞き忘れました。やっぱり毎年のように、いろんなところでね、災害が起こってますよね。その緊急時、エレベーターは法律で震度4以上で止まるとか決まってると思うんですが、行政としての対応ってどうなんですか。もし、震度5の地震が来ましたとなったらエレベーターに何人か乗ってます。で、止まりますよね。緊急時の対応はどうですか。

担当室課：エレベーターの機能として、地震が起きた時の運転の法則が決まっています、例えば、何度以上の地震が来たら、最寄りの階に止まって、開いて出てくださいと。そのあと一番下まで下がるとか、そういう管制機能が備わっています、それとともに中央監視室の方で音声案内ができるような形になっています。今地震が起きました、今止まっていますがもう少しで動きますよ、動いたら最寄り階に止まりますよ、そういうマニュアルはきちり作ってやっていますので、それに合わせたタイプだと思います。頻繁な声掛けとマニュアルがあります。

会 長：様々に御意見いただきましたけれども、何かこの場でぜひ言っておかなければとか、言い忘れたというようなこと、御意見ございませんでしょうか。

B委員：エレベーターのことに限らずなんですけど、庫内のモニターは付きますか。

担当室課：モニターについては、今の計画に入っておりません。ちょっと今入っていないんですけども先ほどいただいた扉を透明にするなども含めまして、一度ちょっと持ち帰

らせていただいて、検討して参ります。

会 長：他、何か御意見や御発言ございますか。それでは皆様からの様々な御意見、それから、御発言の方いただきました。先ほども御説明ありましたけれども、なかなか、当事者の方からの御意見を伺って、実施して、ある程度できている中で、どこまで実施してもらえるんだろうかという御意見もございました。ただ、本当に多方面からいただく意見があればこそ少しずつ変わっていくということも、実際ございますので、今までの経過も含めまして、様々な御意見、御感想、そして新しい機能につきましてもね、皆様からお知らせいただくことで、対応していただけるケースもあるかと思いますので、今後も引き続きこういった機会で、多方面から御意見いただけたらなというふうに思っております。それでは今回予定しておりました市役所本庁舎の改修工事についての御意見、バリアフリー市民会議の方は終了させていただきたいと思います。皆様本当に長時間どうもありがとうございました。

本庁舎改修工事において工期中使用不可となる箇所及び対処方針

1 増築棟建設時

増築棟建設時は西玄関が使用不可となるため、他の玄関への導線を確保します。

また、建設場所付近や現場事務所の設置箇所について、駐車区画が一部使用不可となります。

増築棟と低層棟を接続する際には、都市計画室及び地域経済振興室の執務室の一部が使用不可となるため、資産経営室移転後のスペース等を活用することで、業務の継続を図ります。

2 歩道への雨よけ設置時

阪急吹田駅から西玄関までの通路が通行不可となるため、駐車場を一部閉鎖し、北玄関及び時間外通用口への仮設通路を確保する予定です。あわせて、正面玄関への誘導表示も同時に行います。

3 既設トイレの改修時

庁舎全体で利用できる便房数が減らないよう、トイレを含む増築棟の完成後、順次既存トイレの改修を実施します。

4 既存エレベーターの更新時

各棟で利用できる台数を可能な限り確保しながら、順次既存エレベーターの更新を実施します。

5 特定天井の改修時

(1) 議場

吊り足場の設置及び解体時は議場が使用不可となるため、議会の閉会中に実施します。

また、吊り足場の設置中は傍聴席が一部使用不可となるため、議会事務局と調整の上、リモートにより傍聴できる環境を用意する予定です。

(2) 中層棟ロビー

税制課横の階段が使用不可となるなど一部導線の制限を行う予定ですが、正面玄関の使用、市民課や税関係の窓口業務は継続しながら実施します。

6 車庫の撤去、カーポート新設時

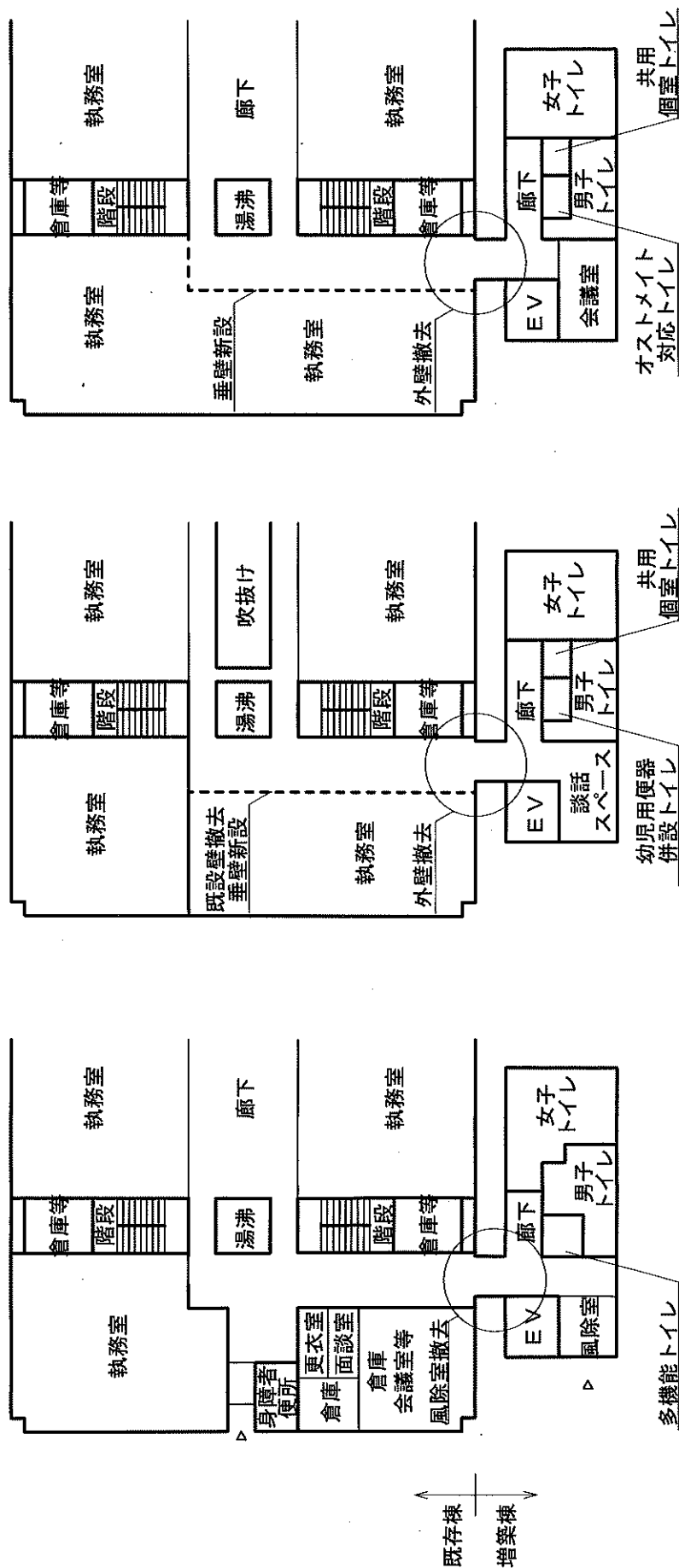
カーポートの設置が完了するまでの間、別途駐車スペースを確保します。

増築棟及び増築棟に接続する箇所周辺の平面図（イメージ）

1F

2F

3F



平面図 1/400

本庁舎改修工事において基本計画から変更となった項目

1 実施を見送ることとした項目

- (1) 共用部分の一部内装改修
- (2) 外壁塗装(中層棟、高層棟及び車庫倉庫棟)の改修
- (3) 屋上防水(低層棟、車庫倉庫棟及び中層棟の一部)の改修
- (4) 空調関連設備(ファンコイル等)の更新
- (5) 低層棟のエアコン増設
- (6) 換気関連設備(中層棟)の更新
- (7) 給排水設備(受水槽、ポンプ類及びシャワー室ボイラー)の更新
- (8) 消火関連設備の更新
- (9) 排煙ファン(中層棟)の更新

2 追加した項目

雨よけ(阪急吹田駅～増築棟及び時間外通用口)の設置

